

## 知立市カーボンニュートラル推進事業者支援補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、カーボンニュートラルの推進を図るため、生産性向上に資する省エネルギー及び再生可能エネルギー設備等の導入並びに次世代自動車の購入等を行う市内の事業者に対して、予算の範囲内において交付する知立市カーボンニュートラル推進事業者支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 個人事業主又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 省エネルギー診断 エネルギーの使用状況や建築物の構造等の調査及び分析に基づき、専門機関のエネルギー管理士等の有資格者が実施する診断で、エネルギー使用の合理化に資する措置を明らかにし、エネルギー及びコストの削減効果を数値で明示した報告書が作成されるものをいう。
- (3) 省エネルギー設備等 燃料、原材料等の使用料削減につながるエネルギー消費効率の高い設備等をいう。
- (4) 再生可能エネルギー設備等 再生可能エネルギーを電気に変換し発電する設備、充電器、蓄電池その他発電設備に付随し、又は連携する設備をいう。
- (5) 次世代自動車 別表第1に掲げる車両で、外部給電機能を有するものをいう。
- (6) 外部給電機能 別表第2に掲げる電気自動車等充給電システム（以下「V2H」という。）若しくは外部給電器（以下「V2L」という。）を經由し、又は車載コンセントから電力を取り出す機能をいう。
- (7) 新車登録 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第8条の規定による新規の登録がされ、又は法第60条の規定により保安基準に適合すると認められることをいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、第6条に規定する申請をする日におい

て次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する事業者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的として事業を営む事業者でないこと。
- (4) 知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 公的資金の交付先として社会通念上適正であると市長が認める者であること。
- (6) 次世代自動車の購入等にあつては、法第58条第1項に規定する自動車検査証に使用者として記載されている者であり、かつ、当該使用者の住所が知立市内であること。
- (7) 次世代自動車の購入等にあつては、法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引を主たる事業とする者でないこと。

（補助金の対象となる事業、補助対象経費及び補助要件）

第4条 補助金の対象となる事業、補助対象経費及び補助要件は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 国、地方公共団体、その他の団体等から補助金等の助成措置を受けたときは、補助対象経費から控除する。

（補助率、限度額及び補助金の額）

第5条 省エネルギー診断の実施、省エネルギー設備等の導入及び再生可能エネルギー設備等の導入（以下「省エネルギー診断の実施等」という。）に係る事業の補助率及び限度額は別表第4のとおりであつて、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとし、次世代自動車の購入等事業の補助金の額は別表第5のとおりとする。

（交付の申請等）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、省エネルギー診断の実施等にあつては知立市カーボンニュートラル推進事業者支援補助金交付申請書（様式第1-1号。以下「申請書」という。）を、次世代自動車の購入等にあつては知立市カーボンニュートラル推進事業者支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1-2号。以下「申請書兼報告書」といい、申請書と合わせて「申請書等」という。）に、別表第6に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければ

ならない。

2 補助金の交付は、1事業者につき同一年度の間において各事業1回限りとする。ただし、次世代自動車の購入等にあつては1事業者につき1台までとする。

3 市長は、申請書等を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。なお、受付の停止以後においても、補欠の受付を先着順に行うことができる。

4 前項の規定により補助金の交付の受付を停止した場合において、次条に規定する補助金不交付の決定、第10条に規定する交付申請の取下げ又は第11条に規定する交付決定の取消しがあつた場合は、その都度、交付申請額が予算の範囲を超えない者から、補欠の受付の先着順に交付申請書を受け付けるものとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、申請書等を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは知立市カーボンニュートラル推進事業者支援補助金交付決定通知書(様式第2)により、相当でないとは認めるときは知立市カーボンニュートラル推進事業者支援補助金不交付決定通知書(様式第3)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から30日を経過した日までに、規則第10条に規定する実績報告書(以下「実績報告書」という。)に別表第7に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次世代自動車の購入等にあつては、この限りでない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、実績報告書又は申請書兼報告書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認められたときは、交付決定者の請求により補助金を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 交付決定者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに知立市カーボンニュートラル推進事業者支援補助金交付申請取下届出書(様式第4)により市長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、知立市カーボンニュートラル推進事業者支援補助金交付決定取消通知書(様式第5)により、交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該交付決定者に対し、返還請求をする日から起算して30日以内にその全額を返還するよう命じるものとする。

(財産処分制限)

第13条 交付決定者は、この要綱により補助金の交付を受けて取得した設備を、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間内は、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換又は貸付けしてはならない。ただし、次世代自動車の購入等にあつてはこの限りでない。

2 市長は、前項に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換又は貸付けに供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

(調査)

第14条 市長は、補助の対象となる事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において交付決定者に対して調査等を行うことができる。

2 交付決定者は、市長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	定 義
燃料電池自動車（以下「FCV」という。）	電気を動力源とする4輪以上の自動車であって、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作るもの。
電気自動車（以下「EV」という。）	電気を動力源とする4輪以上の自動車（総排気量0.0050リットル以下又は定格出力0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車、原動機付自転車は除く）で、内燃機関を併用するものを除いたもの。
プラグインハイブリッド自動車（以下「PHV」という。）	エネルギー回生機能を有する4輪以上の自動車（総排気量0.050リットル以下又は定格出力0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車、原動機付自転車は除く）であって、外部からの充電が可能なもの。

別表第2（第2条関係）

区 分	定 義
V2H	次世代自動車から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅へ電力供給すること及びPHV又はEVに充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会（以下「EVPOSSA」という。）規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2H DC版」に基づく検定（CHAdeMO V2H protocol 認証）に合格しているものであり、かつ、国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「NeV」という。）により登録されているものをいう。
V2L	次世代自動車から電力を取り出す装置で、EVPOSSA規格「電動車両用充放電システムガイドライン V2L DC版」に基づく検定（CHAdeMO V2L protocol 認証）に合格しているもの又はCHAdeMO規格対応車両から電力の取り出しが可能であることについて車両製造業者から2車種以上の認定を受けているものであり、かつ、国の補助事業におけ

	る補助対象機器としてN e Vにより登録されているものをいう。
車載コンセント	次世代自動車から車両外部に、出力A C 1 0 0 Vで1, 5 0 0 Wの電力を安全かつ安定的に供給するために必要な、標準装備又はメーカーオプションで装着される車内装備をいう。

別表第3（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助要件
省エネルギー診断の実施	当該年度に実施した省エネルギー診断の診断、算定費、専門家の派遣に係る費用等の自己負担額	・補助対象経費の総額が10万円を超えるものに限る
省エネルギー設備等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備費、附帯設備費</li> <li>・既存の設備の改修費</li> <li>・設備の更新又は既存の設備を改修するのに必要な調査費及び設計費</li> <li>・設備等の運搬費</li> <li>・設備の更新又は既存の設備を改修するのに必要な工事費（附帯設備設置工事費も含む。）</li> <li>・既存設備の撤去処分費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請日以前3年以内に受診した省エネルギー診断に基づき実施するもの（当該年度中に国等から省エネルギー設備等の導入に関連する補助金の交付決定を受けている事業は除く）</li> <li>・新規設備導入のみは対象外とする（既存設備を撤去して、建て替え・移転後の新たな事業所へ設備を導入する場合を除く）</li> <li>・自宅兼事務所など居住部分と事業部分の電気代等使用エネルギーが明確に分かれていない家屋に対する取り組みにかかる経費は対象外とする</li> <li>・補助対象経費の総額が10万円を超えるものに限る</li> <li>・中古品及びリース品を除く</li> </ul>

再生可能エネルギー設備等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備費、附帯設備費</li> <li>・設備の導入に必要な調査費及び設計費</li> <li>・設備等の運搬費</li> <li>・設備の導入又は更新に必要な工事費（附帯設備設置工事費も含む。）及び建物補強等工事費</li> <li>・既存設備の撤去処分費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請日以前3年以内に受診した省エネルギー診断に基づき実施するもの（当該年度中に国等から再生可能エネルギー設備等の導入に関連する補助金の交付決定を受けている事業は除く）</li> <li>・発電した電力を事業の用に自ら消費し、売電しないこと</li> <li>・自宅兼事務所など居住部分と事業部分の電気代等使用エネルギーが明確に分かれていない家屋に対する取り組みにかかる経費は対象外とする</li> <li>・補助対象経費の総額が10万円を超えるものに限る</li> <li>・中古品及びリース品を除く</li> </ul>
次世代自動車の購入等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入等する次世代自動車の車両本体価格（車両本体価格の値引きがあったときは、当該値引き後の金額）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車の新車を自らが行う事業の用に供する目的で購入又はリース（サブスクリプションを含む。）契約をしていること。</li> <li>・補助金交付を受けようとする年度の4月1日以後に新車登録していること。</li> <li>・当該次世代自動車を継続して3年以上使用すること。</li> </ul>

備考 この表に掲げるものであっても次に掲げるものは、補助対象経費としない。

(1) 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等

(2) 通信費、水道光熱費及び旅費

(3) 土地又は建物の取得、賃貸、管理等に要する費用

- (4) 補助対象事業と直接関係のない工事に要した費用
- (5) 申請者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注に要する費用
- (6) 省エネルギー診断を実施した事業用家屋以外の設備導入等に要する費用

別表第4（第5条関係）

対象事業	補助率	限度額
省エネルギー診断の実施	1 / 2	10万円
省エネルギー設備等の導入	1 / 3	50万円
再生可能エネルギー設備等の導入		

別表第5（第5条関係）

対象事業		補助金の額
次世代自動車の購入等	F C V	1台につき 20万円
	E V又はP H V	1台につき 5万円

別表第6（第6条関係）

事業	個別	共通
省エネルギー診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・収支予算書</li> <li>・事業実施に要する費用が確認できる書類の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業活動を行っていることが分かる書類（直近の確定申告書等の写し）</li> </ul>
省エネルギー設備等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・収支予算書</li> </ul>	
再生可能エネルギー設備等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー診断報告書及び省エネルギー診断を行った者の資格又は実績を証明する書類の写し（当該年度中に国等から省エネルギー設備等の導入に関連する補助金の交付決定を受けている事業は除く）</li> <li>・補助対象経費の積算根拠となる見積書の写し</li> <li>・導入する設備の形状、規格、性能</li> </ul>	

	<p>が分かる書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入する設備の配置等が記載された図面の写し</li> <li>・工事着工前の現状が確認できる写真</li> </ul> <p>【当該年度中に国等から省エネルギー設備等の導入に関連する補助金の交付決定を受けている事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国等の補助金交付申請書及び交付決定通知書の写し</li> </ul>	
次世代自動車の購入等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支決算書</li> <li>・次世代自動車の自動車検査証記録事項の写し</li> <li>・販売店が発行した次世代自動車の購入の事実が確認できる書類（領収書等）の写し又はリース契約書の写し</li> <li>・外部給電機能を有することが確認できる書類（注文書又は契約書等の写し（標準装備のものは除く））</li> </ul>	

別表第7（第8条関係）

省エネルギー診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支決算書</li> <li>・事業実施に要した費用が確認できる書類の写し</li> <li>・省エネルギー診断報告書の写し</li> <li>・省エネルギー診断を行った者の資格又は実績を証明する書類の写し</li> </ul>
省エネルギー設備等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支決算書</li> <li>・設備等の設置等の状態を示す写真</li> </ul>
再生可能エネルギー設備等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に要した経費が確認できる書類の写し</li> </ul> <p>【当該年度中に国等から省エネルギー設備等の導入に関連する補助金の交付決定を受けている事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国等補助金の実績報告書及び額確定通知書の写し</li> </ul>